

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課
薬務課

法令名	毒物及び劇物取締法			法令番号	昭和25年法律第303号			
手続名	毒物又は劇物の製造業等の登録（1）			根拠条項	第4条第1項			
審 查 基 準	<p>毒物又は劇物の製造業又は輸入業（以下「毒物又は劇物の製造業等」という。）の登録は、法第5条の規定に適合する場合に登録を行う。</p> <p>1 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、登録をしない。（法律第5条） 毒物又は劇物の製造業等の登録を受けようとする者の設備が、厚生労働省令で定める基準に適合しないと認めるとき 申請者が法第19条第2項若しくは第4項の規定により登録を取り消され、取消の日から起算して2年を経過していないものであるとき</p> <p>2 1 に掲げる厚生労働省令で定める基準は次のとおりとする。（施行規則第4条の4） (1) 毒物又は劇物の製造所の設備の基準は、次のとおりとする。 毒物又は劇物の製造作業を行なう場所は、次に定めるところに適合するものであること。 イ コンクリート、板張り又はこれに準ずる構造とする等その外に毒物又は劇物が飛散し、漏れ、しみ出若しくは流れ出、又は地下にしみ込むおそれのない構造であること。 ロ 毒物又は劇物を含有する粉じん、蒸気又は廃水の処理に要する設備又は器具を備えていること。 毒物又は劇物の貯蔵設備は、次に定めるところに適合するものであること。 イ 毒物又は劇物とその他の物とを区分して貯蔵できるものであること。 ロ 毒物又は劇物を貯蔵するタンク、ドラムかん、その他の容器は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。 ハ 貯水池その他容器を用いないで毒物又は劇物を貯蔵する設備は、毒物又は劇物が飛散し、地下にしみ込み、又は流れ出るおそれがないものであること。 ニ 毒物又は劇物を貯蔵する場所にかぎをかける設備があること。ただし、その場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、この限りでない。 ホ 毒物又は劇物を貯蔵する場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固なさくが設けてあること。</p>							
受付 機関	薬務課	処理 機関	薬務課	交付 機関	薬務課	標準処理期間 45日	目次 日	10 - 1

受付 機関	薬務課	処理 機関	薬務課	交付 機関	薬務課	標準処理期間 45日	目次 日	10 - 1
						標準経由期間 日		

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課

薬務課

法令名	毒物及び劇物取締法	法令番号	昭和25年法律第303号
手続名	毒物又は劇物の製造業等の登録（2）	根拠条項	第4条第1項

毒物又は劇物を陳列する場所にかぎをかける設備があること。
毒物又は劇物の運搬用具は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれがないものであること。

（2）毒物又は劇物の輸入業の営業所の設備の基準については、（1）からまでの規定を準用する。

審
查
基
準

受付 機関	薬務課	処理 機関	薬務課	交付 機関	薬務課	標準処理期間		目次	10 - 2
						45日	標準経由期間 日		